

# 単価契約仕様書

京都市住宅供給公社総務課（担当 川辺 磯林）

件名	(単価契約) 京都市住宅供給公社産業廃棄物収集運搬処分業務
契約期間	契約締結日の翌営業日 ～ 令和9年3月31日 (この期間のうち、2回程度、回収を実施する予定)
廃棄物の内容	1 <u>京都市住宅供給公社</u> (以下「甲」という。) において排出された、金属類 (刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類、事業所用機、事業所用椅子、事業所用ロッカー等)、ガラス・陶磁器類 (コップ等のガラス類、陶器類等)、廃プラスチック類 (発砲スチロール、化学繊維等) 等 2 上記1以外に、処分にあって必要な情報等に変更が発生した際には、別途甲から文書をもって通知するものとする。
期間中の 予定数量	約25m <sup>3</sup> (期間中の合計量) ※あくまで予定量であり変動することがある。
契約条件	1 総則 (1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。 (2) 受託者 (以下「乙」という。) と甲は関係法令に基づく産業廃棄物に関する収集運搬処分委託業務契約書を締結する。 (3) 本業務の乙は、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守の上、履行すること。 2 搬出の方法 (1) 甲に集積された金属類 (刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類、事業所用機、事業所用椅子、事業所用ロッカー等)、ガラス・陶磁器類 (コップ等のガラス類、陶器類等)、廃プラスチック類 (発砲スチロール、化学繊維等) 等について、全て収集する。 (2) 甲から排出される廃棄処分品の搬出は、乙が行う。 (3) 搬出は、契約期間において、甲の営業時間中に、甲からの依頼に応じて行うものとする。 (4) 収集した廃棄物等はその性質により、適正に処分することができる処

	<p>分場に搬入し処分すること。</p> <p>(5) 乙は処分場において、搬入された廃棄物を適正な方法で計量しなければならない。</p> <p>(6) 収集後、当該集積場所及びその付近にごみ等の散乱がないよう、必要に応じ掃き掃除を行う等、清潔の保持及び整理整頓に努めること。</p> <p>(7) 運搬中は収集したごみが飛散しないよう必要な措置を講じること。</p> <p>(8) 乙は本業務の作業従事者に対して、常に細心の注意と誠意を持って作業するように指導すること。</p> <p>(9) その他搬入時に必要なことについては協議のうえ、甲の指示に従うこと。</p> <p>3 処分の内容</p> <p>甲から排出される廃棄物の処分を下記のとおり実施する。</p> <p>(1) 受託者の条件</p> <p>乙は、その所有する産業廃棄物処分業の許可証において、甲から排出される廃棄物の種類（以下「廃棄処分品」という。）と予定数量について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた者でなければならない。</p> <p>(2) 処分方法</p> <p>許可証に記載の処分方法に基づき適正に処分すること。</p> <p>(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付等</p> <p>ア 乙は産業廃棄物を収集運搬した際には、乙の負担においてマニフェストを用意し、甲からマニフェストの交付を受けること。</p> <p>イ 交付されたマニフェストに必要事項を記入の上、廃棄物引き渡し時に A 票を甲へ提出すること。処分場に搬入後は、廃棄物の計量を行い、その重量を B1 票の備考欄にその場で記入すること。</p> <p>ウ 処分場への運搬完了後 B2 票を速やかに甲へ提出すること。</p> <p>エ 乙は、処分終了後速やかに D 票を甲へ送付すること。</p> <p>オ 乙は、最終処分終了の確認後速やかに E 票を甲へ送付すること。</p> <p>4 契約金額の支払い方法</p> <p>1 回ごとの処分容積（搬入容積）を取りまとめのうえ、処分容積に 1 m<sup>3</sup>あたりの単価を乗じて算出するものとする。</p>
--	--

乙は、1回の実績を取りまとめたものを、翌月15日までに請求書と共に送付するものとする。なお、請求書には収集日、収集量が内訳として記載されていなければならない。

#### 5 履行の確認

(1) 履行の確認については、作業の完了報告書を提出しなければならない。ただし、マニフェストをもって完了報告書にかえることができる。

(2) 甲は契約期間の間、乙の事業所において適正な履行がなされているか、確認のため訪問することができることとする。

確認日は、前日までに甲から乙に伝達されるものとし、乙はこれを拒むことはできない。

#### 6 その他

(1) 本仕様書に明記の無い場合又は疑義を生じた場合においては、速やかに甲と協議すること。

(2) 契約解除を行う場合は、甲・乙いずれの責に帰するものであっても、乙は契約解除段階で受入れを行っていた廃棄処分品については、その責において適正な処分の履行を行うものとする。

(3) 乙は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」と「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、乙の許可証を添付すること。また、乙が中間処理委託をする場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。

以上

産業廃棄物 **収集運搬** 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。  
 ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄にの記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (作業区分)	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり
<b>※ 受託者の委託業務に積替保管を含む場合</b>	
受託者の積替・保管場所 の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の保管できる 産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う積替え のための保管上限	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり

# 産業廃棄物 処 分 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。  
 ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄にの記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分の 施設の処理能力	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><b>※ 受託者の委託業務が中間処理の場合</b></div> 最終処分地について、いずれか選択して <input checked="" type="checkbox"/> を記入し、不備のないようにすること。 <input type="checkbox"/> 最終処分先の許可証の写しを添付 <input type="checkbox"/> 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 <small>※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること</small>	
最終処分先の処理方法	
最終処分先の 施設の処理能力	